

V 健康危機管理関係・  
青森県口腔保健支援  
センター関係業務

# 1 健康危機管理

食中毒、毒物・劇物、飲料水、医薬品、感染症その他何らかの原因により発生する県民の健康、生命の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係法令並びに「青森県危機管理指針」に従って対応する。

なお、個別マニュアル等において別途、健康危機管理体制や初動対応等を定めている場合は、当該個別マニュアル等の規定に従うこととしている。

## (1) 健康危機管理に係る組織

### ア 地域健康福祉部内対策会議

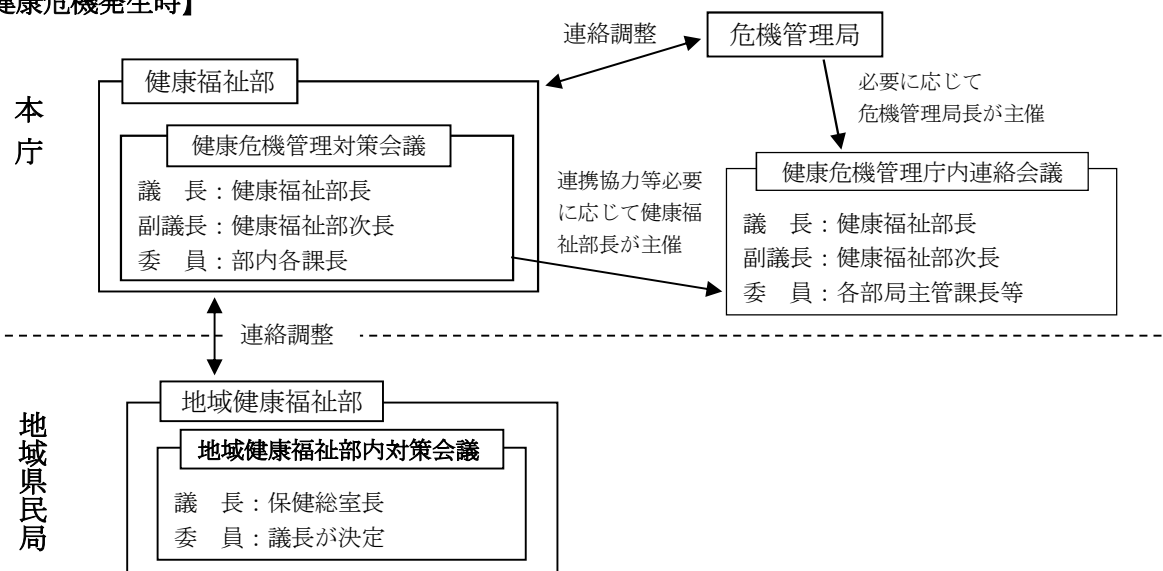
健康福祉部長から設置の指示があった場合、又はその所管する区域内で健康危機が発生し、健康被害の規模その他の状況により健康危機に係る応急対策を検討する必要があると認めた場合、保健総室長が設置する。

### イ 現地危機対策本部

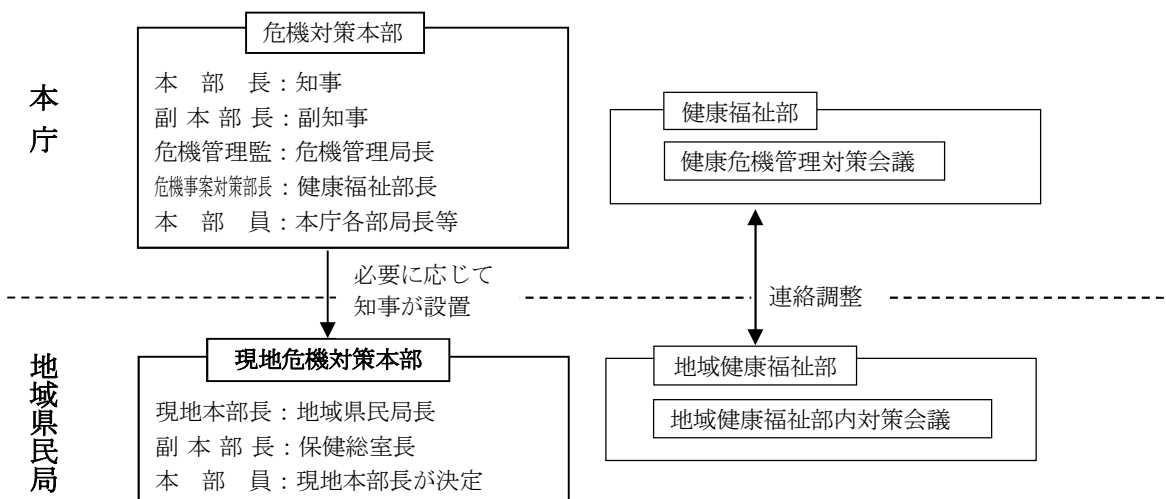
危機対策本部が設置され、本部長(知事)が必要と認めた場合、現地に設置される。

## (2) 健康危機管理に係る組織図

### 【健康危機発生時】



### 【危機対策本部設置時】



## 2 新型コロナウイルス感染症の対応状況

### (1) 管内のこれまでの検査状況・陽性者確認状況（令和3年3月31日現在）

	検査件数※	陰性者数	陽性者数
東地方保健所	241	226	13
県全体	25,561	24,525	1,036

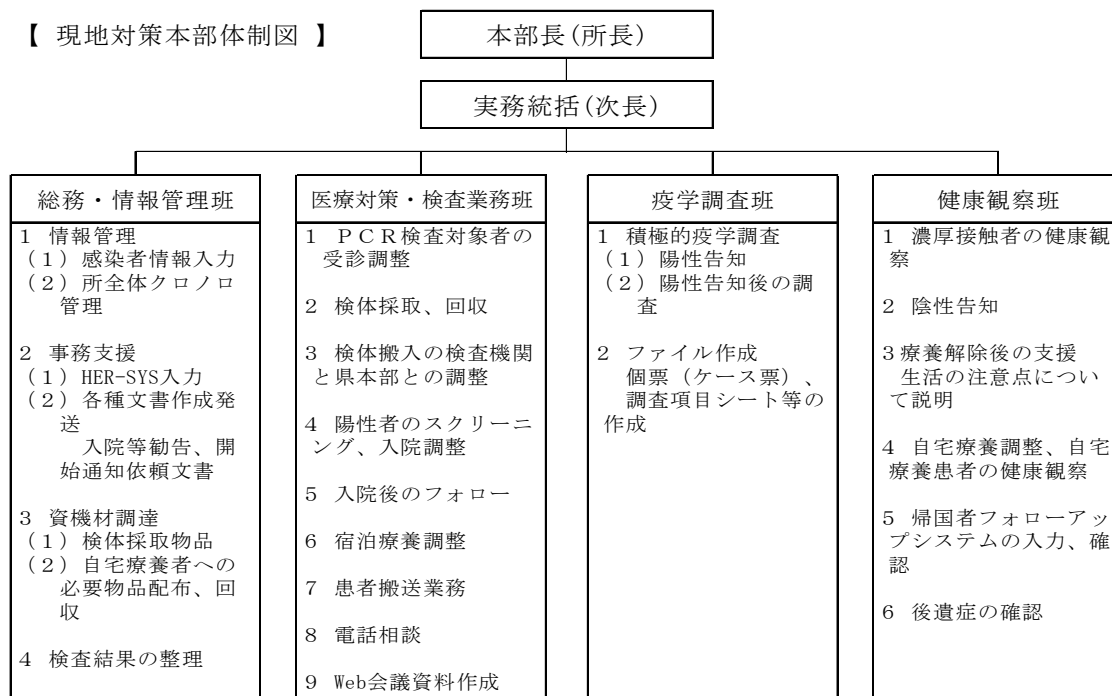
※ 他管内で検査した分を含む。

### (2) 新型コロナウイルス感染症への対応体制

#### ア 東青地域保健医療現地調整本部の設置

保健総室（東地方保健所）に保健医療現地調整本部を設置し、所員全員は次のいずれかの作業班に属し、PCR検査対象者の受診調整、積極的疫学調査、濃厚接触者の健康観察及び情報管理等の業務に従事し、新型コロナウイルス感染症対策にあたっている。

【 現地対策本部体制図 】



※ クラスタ発生時等現地調整本部の業務量の増加に応じて、地域健康福祉部他総室をはじめ地域県民局全体で業務支援を行う体制を構築している。

#### イ 相談体制

受診・相談センター（東地方保健所）に専門の電話相談員を配置し対応している。  
相談件数 417件（令和3年3月31日現在）

### (3) 医療対策会議の開催

圏域の青森県立中央病院を始めとする14医療機関、青森市医師会及び行政（保健医療調整本部、青森市保健所及び東地方保健所）で構成する医療対策会議を開催し、地域の感染状況に応じた医療体制の構築について協議し医療体制の整備を図っている。

<会議開催状況>

令和2年6月10日、10月9日、12月11日

(4) 医療体制

ア 帰国者・接触者外来の設置（令和3年3月31日現在、7医療機関・非公表）

帰国者・接触者外来は、受診・相談センター（東地方保健所）で受け付けた相談のうち、受診が必要と判断された疑い例について、受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという趣旨から一般への公表は行っていない。

イ 入院医療機関（令和3年3月31日現在）

	重点医療機関（2医療機関39床）	協力医療機関（4医療機関9床）
施設要件	① 病棟単位で患者・疑い患者用の病床を確保していること。 ② 確保病床において、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。 ③ 療養病床ではないこと。（一般病床への種別変更を受け入れること。）	① 疑い患者専用の個室を設定して、疑い患者を受け入れるための病床を確保していること。 ② 確保病床において、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。 ③ 疑い患者を受け入れるための病床は、個室であり、トイレやシャワーなど他の患者と独立した動線であること。 ④ 疑い患者に対して必要な検体採取が行えること。 ⑤ 療養病床ではないこと。（一般病床への種別変更を受け入れること。）
受入患者要件	① 既にPCR検査又は抗原検査で陽性と確定している患者 ② 新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者	新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者
機能要件	重点医療機関の管理者は、都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。	重点医療機関の機能要件と同じ
指定	① 指定にあたっては、都道府県によって常時指定する医療機関、感染の流行状況に応じて柔軟に指定・解除を行う医療機関を設けることができ、都道府県が書面で通知する。都道府県は重点・協力医療機関を指定した場合には厚生労働省に報告する。 ② 重点・協力医療機関の指定の方針については、都道府県で設置する協議会に諮った上で、厚生労働省に報告して決定すること。都道府県は、G-MIS等で運用状況を確認し、必要に応じ協議会に諮った上で、厚生労働省に報告して方針を見直す。	

(5) 透析医療機関及び精神病院に対する感染対策講習会の実施

透析医療機関及び精神病院において新型コロナウイルス感染症が発生した場合、治療が困難な状況になることから、透析医療機関及び精神病院における感染予防を徹底することとし、現地で个人防护具の着脱訓練を含む感染対策研修を実施した。

ア 透析医療機関（5医療機関）

北川泌尿器科クリニック、あおもり腎透析・泌尿器科クリニック、村上新町病院、鷹揚郷腎研究所青森病院

イ 精神病院（5医療機関）

芙蓉会病院、生協さくら病院、浅虫温泉病院、青い森病院、慈恵会病院

(6) 社会福祉施設への感染予防対策の指導

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、希望する管内の社会福祉施設（8施設）に対し感染予防対策の指導を行った。

## 2 青森県口腔保健支援センター

### (1) センター業務開始の経緯

平成 23 年 8 月 10 日に公布及び施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」第 15 条により、都道府県、保健所を設置する市及び特別区が口腔保健支援センターを設置できるようになったことを受け、平成 26 年 4 月 1 日に東地方保健所が青森県口腔保健支援センター業務を開始した。

### (2) センターの業務

同法第 7 条から第 11 条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施、その他の支援を行う。

### (3) 令和 2 年度の業務実施状況

以下の表のとおり。

事業等	内 容
① 歯周病等予防キャンペーン	○センターオリジナルポスターの作製 テーマ 「歯周病から守ろう自分の歯（中学生以上対象）」（A 2 判 2,000 枚） 「むし歯から守ろう自分の歯（小学生以下対象）」（A 2 判 500 枚、 A 4 判 500 枚） 配布先： 県内市町村、県内保健所、県内教育機関（小・中・高・特別 支援学校・大学・専門学校等）、県歯科医師会会員、県歯科医 師会、県歯科衛生士会他
② フッ化物歯面塗布推進事業	令和 2 年度フッ化物歯面塗布推進事業を三戸地方保健所管内の 2 町に実 施予定のところ、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から同事業を中止 するに至った。 なお、実施予定であった三戸町の 3 園の職員に、代替え事業としてフッ化 物歯面塗布の重要性について説明をした。
③ 訪問歯科保健指導事業	○訪問歯科保健指導対応状況（14 件） 学校関係： 6 件 各種団体： 1 件 事業所： 4 件 保育園・認定こども園 3 件
④ 相談業務	○歯と口の健康に関する健康相談等を随時センター内において実施

<p>⑤青森県口腔保健支援センター運営委員会</p>	<p><b>【令和2年度 運営委員会】</b>  開催日：令和3年3月2日（火）  開催場所：ホテルJALシティ青森 2階「アイリス」  出席者：委員9名、事務局7名  報告事項「令和2年度の事業実績報告について」  「令和3年度の事業実施計画について」  意見交換「今後の青森県口腔保健支援センターの役割等について」</p>
<p>⑥市町村の歯科口腔保健の推進に関する支援</p>	<p>○青森県口腔保健支援センターの市町村支援の一環として、市町村の担当者から歯科対策の現状について聞き取りを行い、歯科口腔保健施策について歯科専門職の立場から助言を行う支援業務</p> <p><b>【市町村・実施日】</b>  外ヶ浜町 令和2年 8月27日（木）  中泊町 令和2年 9月 8日（火）  十和田市 令和2年 9月17日（木）  横浜町 令和2年10月27日（火）</p>
<p>⑦多職種連携による食育推進事業</p>	<p>○多職種連携による食育推進事業  歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、養護教諭、栄養教諭等の関係職種が連携し、各専門分野の知識を生かし、学童期を対象とした「食育と歯科保健」に関する教育媒体を検討、作製することにより、各分野の連携を深め、それぞれの分野における効果的な健康教育の取組を推進する。  また、完成した教育媒体を県内の教育機関、関係機関・団体等に配布し、普及を図り、8020運動を推進する。</p> <p>○「食育と歯科保健」に関する教育媒体（CD-ROM）の配布  （小学校低学年・中学年・高学年対象）</p> <p>○作製部数：600部</p> <p>○配布先：小学校、教育委員会、関係機関・団体等</p> <p>○教育媒体活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で歯科保健指導教材として活用する。</li> <li>・保健医療関係者等の各種研修会で活用する。</li> </ul>
<p>⑧幼児間食摂取状況等調査及び各市町村における歯と口の健康づくりに関する取組状況調査</p>	<p>○県内市町村に調査を依頼、回収された調査票を集計・分析した結果を市町村へ送付・還元した。</p>
<p>⑨その他事業</p>	<p>○機関誌「あすなる倶楽部」執筆依頼</p> <p>○「令和2年度長寿な生活調査・発信事業委員会」の編集協力（あすなる倶楽部の編集委員）の依頼  どちらも年4回：Vol. 112～Vol. 115を執筆した。</p> <p><b>【東地方保健所「8020モニタリング」の集計・分析・報告】</b>  令和3年1月下旬（作業期間）  管内4町村の地域住民の現在歯数、年齢、性別等を把握するため、4町村のデータをセンター職員が集計・分析後、報告書を作成し、4町村に提供した。</p>